

# 受託研究契約書を補足する覚書

委託者 株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と受託者 明治国際医療大学（以下「乙」という）は、甲乙間にて締結した〇〇年〇〇月〇〇日付受託研究契約書（以下「原契約」という）に関し、下記の通り確認する。

なお、本覚書の記載事項は原契約よりも優先されるものとする。

## 記

1. 原契約第4条第2項の権利等の所有については、以下の通り変更する。  
「2 この契約により生ずる発明または考案についての特許または実用新案登録を受ける権利は次の通りとする。」
  - 一 甲の研究者が単独でなした発明等に係る工業所有権は、甲単独に帰属し、乙の研究者が単独でなした発明等に係る工業所有権等は、乙単独に帰属する。
  - 二 甲及び乙の研究者が共同でなした発明等に係る工業所有権等は、原則として甲及び乙の共有とし、当該工業所有権等の出願に際しては、権利の持分、出願・権利維持、工業所有権等の第三者への実施許諾・対価及び日本以外の国又は地域への出願等の諸条件を甲乙協議の上、別途共同出願契約に定めるものとする。なお、出願・権利維持等に係る経費は持分に応じて負担するものとする。
  - 三 甲及び乙の共有に係る工業所有権について、甲又は甲の指定する者若しくは乙は、それぞれ相手方の同意を得ることなく、かつ、実施料の対価を支払うことなく、自らが実施することができる。
2. 原契約書第6条の研究等の報告については、以下の通り変更する。  
「受託研究責任者は、〇〇年〇月〇〇日までに業務の成果を記載した実績報告書の正本を甲に、副本（写）を乙に提出し、受託研究収支簿を乙に提出しなければならない。」
3. 原契約第7条の成果の公表については、以下の通り変更する。  
「この契約により得られた研究成果を甲又は乙が第三者に公表する場合には、その内容、時期、方法等について事前に書面による相手方の承諾を得るものとする。」
4. 原契約第8条に基づき、以下の事項を別途定めることとする。  
(秘密保持)  
「甲及び乙は相手方から開示を受けた情報及びこの契約の遂行過程で知り得た情報に関し、秘密を保持するものとし、事前に相手方の書面による同意なしに第三者に開示、漏洩してはならない。但し、次の各

項の一つに該当する情報についてはこの限りではない。」

- (1) この契約の開始日前に自己が保有していた情報
- (2) 甲または乙の責によらず公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から得た情報
- (4) 甲及び乙が秘密保持を解除する旨書面により合意した情報
- (5) 第6条に基づく特許等出願により公開された情報」

本覚書を証するため、この覚書2通を作成し当事者記名押印の上各自その1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 住所

株式会社〇〇〇〇 〇〇研究所  
所 長      〇   〇   〇   〇   印

(乙) 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1

明 治 国 際 医 療 大 学  
学 長      矢 野      忠      印